

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成23年5月26日(2011.5.26)

【公表番号】特表2010-525805(P2010-525805A)

【公表日】平成22年7月29日(2010.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2010-030

【出願番号】特願2010-505002(P2010-505002)

【国際特許分類】

C 1 2 N	15/09	(2006.01)
C 1 2 N	1/15	(2006.01)
C 1 2 N	1/19	(2006.01)
C 1 2 N	1/21	(2006.01)
C 1 2 N	5/10	(2006.01)
A 6 1 K	31/7088	(2006.01)
A 6 1 K	48/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/28	(2006.01)
A 6 1 K	47/20	(2006.01)
A 6 1 K	35/76	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/04	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	31/573	(2006.01)
A 6 1 K	31/198	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	15/00	Z N A A
C 1 2 N	1/15	
C 1 2 N	1/19	
C 1 2 N	1/21	
C 1 2 N	5/00	1 0 1
A 6 1 K	31/7088	
A 6 1 K	48/00	
A 6 1 K	47/28	
A 6 1 K	47/20	
A 6 1 K	35/76	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	35/04	
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	17/06	
A 6 1 P	9/10	1 0 1
A 6 1 K	31/573	
A 6 1 K	31/198	

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

治療を必要とする被験者における過剰の血管新生に関連する疾患又は症状を治療するための医薬の製造のための、プレプロエンドセリン - 1 プロモーターに転写的に連結された条件付きで複製するアデノウイルスを含む単離されたポリヌクレオチドを含む核酸構築物の使用であって、前記プロモーターが前記アデノウイルスの血管形成内皮細胞における転写を選択的に指向させ、前記核酸構築物が、プロ血管形成因子、細胞毒性因子又は自殺遺伝子をコードする非ウイルス性の外来配列を欠いている使用。

【請求項 2】

前記プロモーターは、PPE - 1 - 3 X プロモーターである、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 3】

前記単離されたポリヌクレオチドは、配列番号：6 に記載の配列の少なくとも一つのコピーをさらに含む、請求項 1 又は 2 に記載の使用。

【請求項 4】

前記単離されたポリヌクレオチドは、配列番号：8 に記載の配列の少なくとも一つのコピーをさらに含む、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 5】

前記プロモーターは、配列番号：1 に記載の配列の少なくとも一つのコピーを含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 6】

前記単離されたポリヌクレオチドは、配列番号：7 に記載のポリヌクレオチド配列をさらに含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 7】

前記条件付きで複製するアデノウイルスは、アデノウイルス E 1 領域を含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 8】

前記条件付きで複製するアデノウイルスは、アデノウイルス - 5 ベクターである、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 9】

前記核酸構築物は、配列番号：5 に記載の配列を有する少なくとも一つの低酸素応答因子をさらに含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 10】

前記核酸構築物は、レポーター遺伝子配列をさらに欠いている、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 11】

前記被験者はコルチコステロイド及び / 又は N - アセチルシステインで治療されている、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 12】

前記被験者は、相乗作用方式で前記プロモーターの活性をさらに増強することができるよう選択されたエンドセリン受容体アンタゴニストで治療されている、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 13】

前記過剰の血管新生に関連する疾患又は症状は、癌、転移性疾患、糖尿病性網膜症、乾癬、関節炎、血管腫、腫瘍増殖、及び転移からなる群から選択される、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 14】

前記核酸構築物の治療有効量は、体重 1 kg 当たり約 5×10^{11} 個 ~ 約 5×10^{14} 個のウイルス粒子である、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 15】

前記核酸構築物の治療有効量は、体重 1 kg 当たり約 5×10^{10} 個～約 10^{12} 個のウイルス粒子である、請求項 1～13 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 16】

前記核酸構築物の治療有効量は、体重 1 kg 当たり約 1×10^4 個のウイルス粒子である、請求項 1～13 のいずれか一項に記載の使用。